

柏崎市文化会館アルフォーレの利用料金について

公益財団法人かしわざき振興財団では、新潟県柏崎市文化会館アルフォーレ設置及び管理に関する条例に基づいて、柏崎市文化会館アルフォーレの利用料金を以下のとおり定めています。「市民の芸術文化活動の振興と発展に寄与」することを目的として、市民の一般利用に対しては利用料金を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取り扱いになっています。

1 対象施設

柏崎市文化会館アルフォーレ

2 一般の利用について

柏崎市文化会館アルフォーレの設置目的である「市民の芸術文化活動振興と発展に寄与」することを目的とした一般・学校等の利用における利用料金については、「柏崎市文化会館アルフォーレ利用料金」のとおりです。

また、大ホールにおいて入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が、1,000 円を超え 5,000 円以下の場合は施設利用料金が 5 割増になり、5,000 円を超える場合は 10 割増になります。

同様に、マルチホール、会議室、大練習室、劇場広場及び駐車場において、1,000 円を超える入場料を徴収する場合の利用料金は、定額の 5 割増となります。

3 営利を目的及びこれに類似の利用、又は商品の販売での利用について

営利を目的及びこれに類似の利用、又は商品の販売で利用する場合は、定額が「柏崎市文化会館アルフォーレ利用料金」の 10 割増となります。

〈適用例〉

- (1) 興行を目的とした利用（コンサートなど）
- (2) 企業等による商品販売行為による利用（展示販売会）

4 業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとしての利用について

業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとしての利用する場合は、定額が「柏崎市文化会館アルフォーレ利用料金」の 10 割増となります。

〈適用例〉

- (1) 企業による販売行為を伴わない営業活動による利用（展示会など）
- (2) 人材派遣会社による派遣社員募集や人材登録等、その他関連業務による利用

5 利用料の減免について

大ホールにおいて、学校等が授業又は入場料を徴収しない催事等で利用する場合は、施設利用料金（附属設備利用料金は含まない）の減免を受けることができます。減免額は、利用者の区分に応じて変わりますので、申請手続きを含め、お問い合わせください。